



## 年頭の辞

北海道医師国民健康保険組合

理事長 赤倉昌巳



組合員をはじめ被保険者の皆様には、新たな年を迎えられ、心からお慶びを申し上げます。

さて、平成24年12月16日の衆議院選挙、平成25年7月21日の参議院選挙におきまして、自民・公明両党は「ねじれ国会」を解消させました。

これにより民主党政権下での補助金削減問題等については、仕切り直しが期待されたところです。

ところが民主党政権時代に創設され、平成24年11月30日から開催された社会保障制度改革国民会議は、合計20回に及び開催され、取りまとめられた報告書が平成25年8月6日に総理大臣に提出されました。

この報告書を受けて政府は、平成25年8月21日に社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」を閣議決定いたしました。

ここには「所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し」が、記されております。

所謂、プログラム法案ですが、民主党政権下での国庫補助「0」から政権交代により「見直し」にと、文言が幾分緩和されてはおりますが、平成25年度の臨時国会に提出され、既に可決されております。

平成26年4月から12月までに審議されることになっておりますが、「法改正が必要な措置については、必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指す」とされております。厚生労働省が、今後、国庫補助率をどの程度で提示してくるかは、あくまでも議論の結果を待つこととなりますが、決して予断を許さない状況であることは間違いございません。

全国医師国民健康保険組合連合会（略称：全医連）では、昨年開催されました第51回全体協議会で、プログラム法案の国会提出方針を阻止する決議が採択され、厚生労働省・財務省・国会議員に対し提出いたしました。ところが、法案成立が急がれたため臨時国会で可決されてしまいました。

本年度の対策としては、いかに厚生労働省との議論の場を持つかが鍵となります。日本医師会との連携のもと、今後の対応策については検討して参りたいと考えております。また、国会議員に対しての陳情活動では自家診療の給付制限をしている等、運営努力を行っている事実を、引き続き訴え続けて参りたいと考えております。

平成26年度も、難局下での組合運営となりますが、

厚生労働省や政府の動きに対して、常に注視しつつ、着実な事業運営を行って参る所存です。

当組合の現況は、後期高齢者医療制度が創設されて以来、被保険者数の減少が依然と続いており、収入面での最大の減少要因となっております。さらに、支出面では、後期高齢者支援金等が、年々増加し続け、この負担増も要因となり、ここ数年来の赤字決算が続いている状況でございます。

平成26年度は、過去から蓄積された資産により、何とか財政を賄ってきましたが、保険料等の見直しを検討する時期がきたことも事実です。このことについては、保険料等検討委員会におきまして、十分検討させていただくこととなっております。

極力、経費削減を念頭に健全財政に努めて参りますが、まずは平成26年度の事業方針を策定しなければなりません。この事業方針につきましては、この2月の組合会で正式にご決定いただくこととなりますが、保険料等検討委員会からの答申を既にいただいております。保険料についての変更は、平成26年度も行いませんので、平成25年度の事業を基本的に踏襲して参る所存です。

保険者機能として「特定健康診査・特定保健指導」が年々強化されておりますが、当組合の実績はいまだ、芳しくございません。本年度も引き続き、組合員・被保険者の皆様には、受診率向上へのご協力をお願いいたします。われわれ医師という職業柄、なかなか時間が取れないことは存じますが、先生方にはご自身の健康チェックのためにも、当組合の人間ドック助成金制度を有効にご活用していただきたいと思っております。また、「リフレッシュ野球観戦」は、日頃のストレス解消とともに心身のリフレッシュのためにご活用いただきたいことや、育児支援事業の育児情報雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配付も、ご出産された方々に好評であることから、平成26年度も継続させていただきたいと考えております。

組合員・被保険者の皆様の健康増進事業の充実を図ると共に、福祉事業の充実も努めて参ります。

組合員をはじめ被保険者の皆様におかれましては、この一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、今後とも組合員各位の組合運営に対して特段のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。年頭のご挨拶といたします。

## 新春雑感



北海道医師国民健康保険組合

組合会議長 山本 秀樹

新年明けまして、おめでとうございます。組合員の諸先生ならびにご家族の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成25年2月23日の第110回通常組合会におきまして、不肖、私が組合会議長に再選いただきまして前期に引き続き議長の職を務めさせていただいていますが、赤倉昌巳理事長のもと役員諸先生や事務局の方々に大変お世話になり厚く御礼申し上げます。今後の任期中も宜しくご鞭撻のほどお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、去年は癸巳(みずのとみ)でありました。うお座の巳年生まれで還暦の身としましては、まさに私の年と思いましたが幸も不幸も取り立ててなかったようでありました。茫洋と時が過ぎましたが、あるいはなんらかの御利益で凡夫のあずかり知らぬところで未然に防がれた禍があったやも知れません。

北海道医師国保組合の活動としましては千葉県医師国保組合との交流が昨年にも活発に行われ、「札幌雪祭り」と夏の旭山動物園の視察を兼ねた交流会には千葉医師国保の先生方が大勢来道され夜は研修会・懇親会が行われました。11月には東京ディズニーランド視察を兼ねて北海道医師国保組合が千葉を訪れ歓迎を受けました。現在行われている、札幌ドームでのリフレッシュ野球観戦の事業はこの交流会から生まれたものと伺っております。また保険料等検討委員会では鈴木伸和委員長のもと厳しい情勢の中、保険料については据え置きの方針で検討され、高齢の組合員への対応としては非常勤の組合員に対して傷病手当金・休業見舞金の支給方法の検討が行われています。

国内では2月に元横綱大鵬・故納谷幸喜(享年72)の国民栄誉賞の受賞がありました。巨人・大鵬・卵焼きの世代としては感慨深いものがありました。4月には銀座の新歌舞伎座の落成があり学会出張の折に外観だけ見ることが出来ました。5月には東京ドームにて長島茂雄と松井秀喜に対する国民栄誉賞の授与式でしたが若干複雑な思いでした。またスキーヤーで登山家の三浦雄一郎がエベレストに

史上最高齢(80歳7ヵ月)で登頂に成功しました。6月には富士山が世界文化遺産に登録されました。7月には第23回参議院議員通常選挙があり自民党の圧勝で幕を閉じ日本医師会の副会長から立候補した羽生田俊候補が比例区で当選しました。また東京都選挙区では武見敬三候補が当選しました。9月に国産新型ロケット、イプシロンが一度の打ち上げ延期の後に無事打ち上げ成功したのは明るい話題でした。そして2020年の夏季オリンピックの開催地が日本の東京に決定しました。1964年以来56年ぶりとなります。10月からは食材の偽装問題が起こり、芋づる式につぎつぎと発覚しました。また豪雨や台風による被害も多く発生しております。道内ではJR北海道の不祥事があり国土交通省の厳しい監査の対象となりました。国外ではアメリカのオバマ大統領が再選を果たしましたが、医療保険制度改革「オバマケア」の修正案が上院で否決され公共サービスを継続するために必要な予算案が成立せず、一部政府機関が閉鎖されました。

さて医療界ではどうでしょうか。政府は消費税を段階的に5%~8%~10%と増税することを決定し今年の4月からは8%となります。医療機関の平均的負担額は診療所で約202万円、病院では約2,252万円、医療機関全体では約4,000億円となるとの事です。課税業者に転換するかしないかの議論もありますが、はたして日本医師会の目指しているゼロ税率あるいは軽減税率を適応され、税の還付が受けられるようになるのでしょうか。TPPへの交渉参加も注目すべきで、混合診療の解禁に向けての動向は断固として阻止しなければなりません。

今年は診療報酬の改定、消費税8%への増税が予定されています。北海道医師国民健康保険組合は北海道医師会員の福利厚生事業として、赤倉理事長のもと一丸となって事業運営を今後も継続し組合員の利便を守り続けます。

最後に北海道医師国民健康保険組合の益々の発展と、組合員諸先生、ご家族、被保険者のご健康とご多幸を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

# 人間ドック等健康診査利用のご案内

**助成金の請求は平成26年3月末日迄です**  
**健康診査または特定健康診査を受けていない方**  
**ぜひ受診しましょう！**

——— 特定健診の受診は、自家健診でもOK ———  
**<利用の事前申し込み不要、健診後に助成金を請求>**

北海道医師国保組合では、保健事業の一環として実施しております健康診査について、「入院人間ドック」および「簡易人間ドック」のほか40歳から74歳までの方を対象とした『特定健康診査』があります。

特定健診の対象の方がこの「健康診査」を受診される際には、必ず「特定健康診査項目」の受診をお願いいたします。

また、簡易人間ドックおよび特定健康診査を実施している医療機関であれば、ご自身の所属する医療機関で健診を受診（自家健診）しても差し支えありません。

項 目	入院人間ドック (1泊2日以上)	簡易人間ドック (1日または半日含む)	特定健康診査
1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者		本組合に加入の組合員 および被保険者で 40～74歳までの方
2. 利用する医療機関	入院人間ドックを常設している医療機関	簡易人間ドックを実施している医療機関 (自家健診可)	特定健康診査を実施している医療機関 (自家健診可)
3. 助成金限度額	組合員 8万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	組合員 5万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	基本健康診査 7,460円 貧血検査 900円 心電図検査 1,600円 眼底検査 1,200円
4. 請求用紙	「健康診査助成金交付請求書(様式第1号)」 または 「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書(様式第3号)」		特定健康診査(自家健診) 振込口座届出書

## (注意)

### 1. 利用者の範囲について

当組合の組合員証または被保険者証を有していない社会保険、市町村国保などに加入の方は対象となりません。

### 2. 助成金限度額(40～74歳までの方のみ)について

「特定健康診査項目」の受診がない、または基本健康診査項目が網羅されていない(検査項目に血糖検査が無い等)場合には、助成金限度額から特定健康診査の基本健康診査分(7,460円)を差し引いた金額が、助成金限度額になります。

## 3. 請求について

請求用紙

- ・『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式
- ・本組合のインターネットホームページに掲載の様式
  - \* 組合ホームページアドレス
  - <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>
- ・本誌の「様式」頁のコピーも使用可能

## 1) 組合員が組合へ請求する場合

提出書類：「健康診査助成金交付請求書」（様式第1号）・検査項目・領収書  
 特定健康診査用入力票・質問票

\* 自己の開設または勤務する医療機関で健康診査を実施した場合は、領収書に代えて金額が分かる書類（診療報酬明細書など）を添付してください。

## 2) 健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を請求する場合

提出書類：「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」（様式第3号）  
 検査項目・金額が分かる書類（請求書など）・特定健康診査用入力票・質問票

\* 上記1) および2) で特定健康診査用入力票・質問票の添付が不要な場合

- ・40歳未満・75歳以上の方
- ・検査項目に特定健康診査項目が含まれない場合

## 3) 自己の開設または勤務する医療機関で特定健康診査のみ実施した場合

提出書類：特定健康診査（自家健診）振込口座届出書  
 特定健康診査用入力票・質問票

\* 上記のほか、「インフルエンザワクチン接種」の助成も行っております。

インフルエンザワクチンの接種をされた方は、「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」にてご請求ください。

詳しくは、「健康診査ガイドブック」をご覧ください。

連絡先：北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目北海道医師会館6F  
 TEL 011-271-7471

## 道医師国保組合公告

平成26年1月1日  
 道医国保公示第392号

北海道医師国民健康保険組合  
 理事長 赤倉昌巳

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員に異動があったので、次のとおり公示する。

◎退任された議員 岡崎 望（上川北部：平成25年8月20日 退任）

◎就任された議員 荒川 卓哉（上川北部：平成25年11月11日 就任）

（任期：上記の組合会議員は、就任された年月日から前任者の残任期間である平成27年1月31日までとする）

健康診査助成金交付請求書				
被保険者証又は 組合員証の番号	道医 <span style="margin-left: 100px;">—</span> <span style="margin-left: 100px;">号</span>			
受検した被保険者又は 組合員氏名	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	組合員 被保険者 種 別	組合員 家族 准組合員
受検した年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
受検した種類及び限度額 (該当の番号に○印を記入)	1. 入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員 80,000円、家族・准組合員 30,000円) 2. 簡易人間ドック(1日又は半日を含む) 限度額(組合員 50,000円、家族・准組合員 30,000円)			
健康診査を実施した 医療機関及びその印	所在地 名称	別紙のとおり検査を実施したことを証明します。  <span style="float: right;">Ⓜ</span>		
担当した医師	氏名			
検査項目	* 別紙明細のとおり。(検査項目等がわかる書類を添付願います。)			
健診料金	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">_____ 円</div> ※領収書を添付願います。 ※なお、自己の開設又は勤務する医療機関で実施した場合は、 領収書にかえて検査項目と金額がわかる書類を添付願います。			
平成 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住所 _____</div> 組合員 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名 _____</div> <span style="float: right;">Ⓜ</span>  北海道医師国民健康保険組合理事長 様				
送金先	銀行・信用金庫 <span style="float: right;">支店</span> 口座種別 <span style="margin-left: 100px;">普通・当座・貯蓄</span> <span style="float: right;">口座番号 _____</span> (フリガナ) 口座名義			

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までをお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額	円
--------	-------	---

<b>組合員の同意による健康診査助成金交付請求書</b>					
被保険者証又は組合員証の番号	道医 一 号				
受検した被保険者又は組合員の氏名	生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	組合員被保険者種別	組合員家族准組合員	
受検した年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
受検した種類及び限度額 (該当項目に○印を記入)	1. 入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員 80,000円、家族・准組合員 30,000円) 2. 簡易人間ドック(1日又は半日を含む) 限度額(組合員 50,000円、家族・准組合員 30,000円)				
健康診査を実施した医療機関	名 称				
担当した医師	氏 名				
検 査 項 目	* 別紙明細のとおり。(検査項目等がわかる書類を添付願います。)				
請 求 金 額	_____ 円 ( 健診料金 _____ 円 ) ※自己の勤務する医療機関で実施した場合は、領収書にかえて各検査項目の金額がわかる書類を添付願います。				
<b>* 助成金交付について、健康診査実施医療機関が組合員の同意を得て助成金を請求する場合は、下記の欄に受検された被保険者に関わる組合員の同意書署名を記載願います。</b>					
組合員の同意書	上記の者の助成金について、実施をした下記の健康診査実施医療機関に組合より助成金を支払われることに同意します。 平成 年 月 日 住 所 組合員 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>				
上記のとおり検査を実施したことを証明し、助成金の交付を請求します。 平成 年 月 日 健康診査実施医療機関 <span style="margin-left: 20px;">所在地</span> <span style="margin-left: 20px;">名 称</span> _____ <span style="float: right;">(印)</span> 北海道医師国民健康保険組合理事長 様					
送 金 先	口座種別 (フリガナ) 口座名義	銀行・信用金庫 普通・当座・貯蓄	支店 口座番号 _____		

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までをお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額	円
--------	-------	---